

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年7月22日

大阪市契約担当者
大阪市建設局長 寺川 孝

案件名称		① 東部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月） ② 西部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月） ③ 南部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月） ④ 北部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月）
履行場所		① 都島区・旭区・城東区・鶴見区・天王寺区・東成区・生野区 ② 大正区・浪速区・西成区・中央区・西区・港区 ③ 住之江区・住吉区・阿倍野区・東住吉区・平野区 ④ 北区・福島区・此花区・淀川区・東淀川区・西淀川区
履行期間		①～④ 契約日～令和8年10月30日
案件概要		事故を未然に防止するための緊急応急作業
委託種目（工事種目）		01土木工事
最低制限価格・調査基準価格適用の有無		なし
入札参加資格	登録種目等	本市入札参加有資格者名簿（工事）において、登録種目「010土木一式工事」で登録していること。
	必要な許認可（登録）等	建設業法に基づく「土木工事業」の許可を有し、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査において「土木工事」の審査を受けている者。（入札日において、審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。）
	その他	・本市入札参加有資格者名簿における本店所在地が下記の行政区内にあること。 ①③：都島区、旭区、城東区、鶴見区、天王寺区、東成区、生野区、住之江区、住吉区、阿倍野区、東住吉区、平野区 ②④：大正区、浪速区、西成区、中央区、西区、港区、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区 ・発注方式は、単体企業に発注する。
仕様書配布方法		建設局ホームページの「建設局 業務委託入札案件」の当該公告ページ「公告（公募）文その他添付資料」欄による
仕様書等に対する質問・回答	質問締切日時	令和7年7月30日 17時
	方法	次の「事業担当」あて、郵便によること。（書留郵便配達記録が残るもの）
	回答日	令和7年8月7日 10時～入札時まで
	方法	建設局ホームページの「建設局 業務委託入札案件」の当該公告ページに掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書提出日までに内容を確認すること。
その他		・この案件は、同時受注の制限の対象とはしない。 ・本委託は、事故件数・気象条件等により、巡視回数等数量が変動する為、精算時に大幅な金額増減の可能性がある。
入札場所		大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟 6階 建設局入札室
入札日時（即時開札する）		令和7年8月22日 10時 ※入札書受付時間は9時30分からとする （入札書は添付の書類を使用すること）
入札参加資格審査資料等提出日時		開札日～開札日の翌開庁日 17時30分
入札参加資格審査資料		本ファイル（公告）添付の「提出資料について」のとおり。提出の際には、本ファイル（公告）添付の様式を使用すること
落札決定（予定）日		令和7年8月29日 を予定とするが、入札参加資格の審査状況等により延期する場合がある。なお、落札決定通知は落札決定者のみに行う。
事業担当		建設局企画部工務課 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟 6階 電話 06-6615-6648
契約・入札担当		建設局総務部経理課（契約担当） 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟 6階 電話 06-6615-7540

提出資料について

※いずれの書類も **受任者の設定がある場合は受任者名で提出してください。**

開札後に提出するもの（入札参加資格審査資料等）※落札候補者となった場合のみ対象とする

	提出書類	提出時期	様式・説明等
①	入札参加資格審査申請書(兼誓約書) ※公告文に定める入札参加資格を証する資料等	開札日～開札日の翌開庁日 午後5時30分 ※指示があった場合 指示日～指示日の翌開庁日 午後5時30分	・本ファイル添付の様式を使用すること ・審査資料(許認可証の写し、履行実績に係る契約書の写し等)が指定されている場合は、併せて提出すること
②	誓約書【業務履行責任】 (様式1)		・本ファイル添付の様式1を使用すること
③	資本関係・人的関係等に関する調書 (様式2)		・本ファイル添付の様式2を使用すること
④	事業協同組合で参加の場合、組合員名簿 (開札日現在の組合員がわかるもの)		・任意の様式

落札決定後に提出するもの ※落札者となった場合のみ対象とする。

	提出書類	提出時期	様式・説明等
①	誓約書(大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書) (様式3)	落札決定日の翌開庁日から 5開庁日以内(目安)	・本ファイル添付の様式3を両面印刷し使用すること ・受任者設定の有無に関わらず、代表者の氏名(フリガナ)、生年月日を記入すること ・押印は使用印で行うこと ・押印した原本を提出すること ・契約書類一式と同時に提出でも可
②	契約書類一式 (2部)		・決定後、本市より提出先において手渡しする ・受任者の設定がある場合は受任者名で作成すること ・押印は使用印で行うこと ・契約書類を作成後、設計担当にて確認(設計担当者の押印)のうえ、提出すること ・提出時期について、5開庁日以内の提出が難しい場合や本市が別途指示する場合等はこの限りではない
③	返信用封筒 (郵送により契約書の返却を希望する場合のみ)		・切手を貼付の上、信書が送付できるもの ・契約書を来庁し受け取られる場合は不要

提出先

大阪市建設局総務部経理課（契約）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

【TEL】 06-6615-7540

【FAX】 06-6615-7575

【メール】 1a0075@city.osaka.lg.jp

※FAX、メールで送付いただいた場合は、確認のためお電話にてご連絡ください。

入札参加資格審査申請書（兼誓約書）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市建設局長 様

《申請者》

本市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

住 所 又 は
事 務 所 所 在 地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

次の業務委託にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり、設計書及び関係図書等の内容を確認のうえ、入札参加資格審査資料を提出します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

1. 案件名称（次のいずれかについて☒印をつけてください。）

- ☐ 1. 東部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月）
☐ 2. 西部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月）
☐ 3. 南部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月）
☐ 4. 北部方面管理事務所管内事故防止対策業務委託（令和7年9月～令和8年10月）

2. 本業務委託において入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種
平成 年 月 日 令和	国土交通大臣許可 大阪府知事許可 第 号	特定・一般 工事業

・契約しようとする本店（主たる営業所）として、上記建設業許可を受けています。

3. 入札参加申請審査資料等

- 直近の有効な経営事項審査結果通知書の写し（入札日において、審査基準日が1年7か月以上経過していないこと）
 ■ 誓約書【業務履行責任】 【別紙様式1】
 ■ 資本関係・人的関係等に関する調書 【別紙様式2】

4. 連絡先

氏 名

電 話 （ ） ー

誓約書【業務履行責任】

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市建設局長 様

住 所 又 は
事 務 所 所 在 地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

次の業務履行の厳守を誓約します。

記

共通事項

1. 業務着手前に業務体制、業務計画など必要書類について、監督職員の承諾をとります。
2. 本委託は、事故件数・気象条件等により、巡視回数等数量が変動する為、精算時に大幅な金額増減の可能性があることを了承します。

第 1 号、第 3 号及び 4 号業務

1. 待機期間中毎日、宿日直センターに勤務の開始時点に連絡を取り、社名、連絡者名、連絡先及びその電話番号を通知します。
2. 業務着手日から業務完了日まで、待機期間中は常に処置ができる体制を整え、人員・資機材の整備をします。
3. 連絡があった場合は、受付簿にその内容を記録して確認した後、必要と思われる資機材を持って、直ちに出勤します。
なお、業務実施場所を確認するため、本市貸与の住宅詳細地図を受信場所に常備しておき、待機期間完了後には返納します。
4. 故意に出勤が遅れ、また出勤しなかったために損害を与えた場合は、その責を負います。
5. 現場においては、業務実施場所を確認のうえ現地を詳細に調査し、二次災害防止に努めます。
6. 応急処理作業完了時は、速やかに宿日直センターへ処置完了の報告をします。

第 2 号業務

1. 緊急時に使用する各区内の土のうの保管場所を熟知します。
2. 平常勤務時間外において大阪管区气象台より大阪市内に「大雨・洪水警報」が発表された時、速やかに連絡要員を待機させ非常時に対応できる体制とします。また、発表後直ちに当該工営所長に対し、ファクシミリを用いて待機報告を行います。なお、解除発表が行われた際も同様に報告します。
3. 水防工法を熟知し、緊急時には監督職員の連絡に従い水防工法（土のう積）を施工します。

資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

親会社等・ 子会社等の別	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				()
				()
				()
				()
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合(*4)について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。
- 2 関係する会社は、**大阪市入札参加有資格者名簿情報(工事)に登録の会社**について記入すること。
- 3 各項目において、**該当会社が複数ある場合は、全ての該当会社**を記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考 1 及び別紙参考 2 を参照すること。
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。）
また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

(参考 1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

一 略

二 略

三 略

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 略

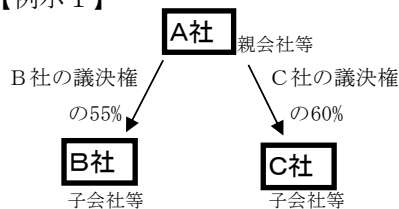
四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

親会社、子会社の例

【例示 1】

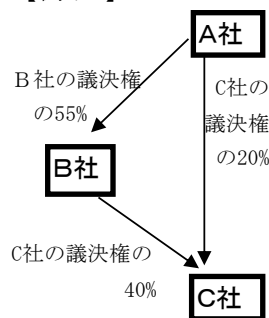


A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

【例示2】



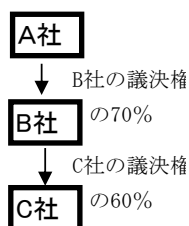
B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の計算において所有している議決権

（2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（4）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己（自然人であるものに限る。）

（2）自己の役員

（3）自己の業務を執行する社員

（4）自己の使用人

（5）（2）から（4）までに掲げる者であった者

（6）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(記入例)

資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

大阪市中央区本町1丁目4番5号

〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- ☐ 該当するものではありません
☒ 次のとおりです

親会社等・ 子会社等の別	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
子会社等	999999	株式会社 〇〇土木	大阪市北区中之島1-3-20	50% (20%)
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- ☒ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

【注 意】

- ・大阪市入札参加有資格者名簿情報(工事)に登録のある会社で、本調書の項目に該当する会社がある場合は全ての該当会社を記入してください。
- ・入札者と該当する会社が同じ案件に入札していることが判明した場合にはいずれの入札者も当該案件への入札は無効となります。なお、該当する会社が本調書に未記載の場合には大阪市入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を講じることがあります。

3 事業協同組合に加入している場合(*4)について

- ☒ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

組合名	(注) 入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他 会社について

- ☒ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- ☐ 該当するものではありません
☒ 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名
△△ △△	従業員	654321	有限会社 〇〇建設	大阪市西区北堀江4-3-2	従業員

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第 7 条第 1 号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第 7 条第 2 号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第 7 条各号に規定する下請負人等が、条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称： _____

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。